

はしがき

2011年3月11日の東日本大震災は、福島第1原発事故を伴い、わが国の歴史の転換点となった。1960年代から始まる公害・環境法の歴史にも時代の区切りを認識させることとなった。それは特に3つの意味においてである。

第1は、不確実なリスクに対して予防的措置を常に怠るべきでないことを身をもって知らされたことである。その前提にはわが国が有数の地震国であることがある。従来、いわゆる予防原則に原発が適用されるとは必ずしも考えられてこなかった面があり、今般の事故はその問題点を痛烈に浮き彫りにすることとなった。

第2に、放射性物質の大量放出は、最大級の環境破壊となってしまい、わが国がようやく環境先進国の一員と言えるようになった状態をまさにひっくり返した。放射性物質に汚染された廃棄物の処理、土壌の除去等は今後何十年もかかる課題であるし、放射性物質による健康被害が生ずる可能性も否定できない。1960年代からの公害・環境問題への対策を上回るような対応が必要となっているのである。

第3に、原発は従来温暖化対策の1つとされてきた面があり、また、わが国のエネルギーの安定供給においても一定の役割を果たしてきた。しかし、今般の事故を契機として——その速度については議論はあるものの——脱(減)原発に向けて大きく舵を取り直さなければならなくなったのである。とはいえ、化石燃料への傾斜は温暖化を促進してしまうし、わが国の貿易赤字を拡大するものでもあり、一時的なものに留めざるを得ない。再生可能エネルギーは温暖化対策にもなり国産エネルギーとしての意義も有するが、従来9電力体制で系統の連系が弱かったわが国では連系の強化をはじめとして種々の対策をとらなければならない。そうした中、わが国の持続可能な発展をどのように追求するかも大きな課題となっている。

本書はこのような歴史的転換点にあるわが国において、大人として扱われる直前にある諸君に、これから生きていく上で避けては通れない環境問題について、どのような問題点があり、それを法はどのように解決してきたか、解決しようとしているかを知ってもらうことを目的としている。編集会議において議論が関わされ、「わかりやすさ」が追求されるとともに、内容のレベルは必ずしも初級段階にはとどめられないこととなった。環境法の重要な骨格が提示されるとともに、現代的課題も扱われている。本書は大学の教科書としての利用を想定しているが、法学部生だけでなく、他の学部の大学生やさらに高校を卒業して社会人となった18歳以上の方にも読んでもらえるよう努めたつもりである。本書が環境法について関心をもつきっかけとなることを心から期待している。

本書の編集については、企画段階から、法律文化社編集部の小西英央さん大変お世話になった。ここにあらためて御礼を申し上げたい。

2013年3月

編者 大塚 直